

建設業者監督処分簿

1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社山内建設工業	代表者氏名	山内 浩平
主たる営業所の所在地	香川県丸亀市垂水町941-2		
許可番号	香川県知事許可 (特-5)第7929号	許可を受けている建設業の種類	土、建、と、鋼、舗、水、解

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和5年11月2日	処分を行った者	香川県知事
根拠法令	建設業法第29条第1項第2号（第8条第7号該当）		
処分の内容 建設業法第29条第1項による許可の取消し			
処分の原因となった事実	欠格要件該当		
株式会社山内建設工業の役員は、刑法第204条（傷害）の罪により、令和3年1月8日に罰金刑が確定していたことが判明した。 このことは、建設業法第29条第1項第2号（同法第8条第12号該当）に規定する許可の取消事由に該当する。			
その他参考となる事項			